

○福岡都市圏南部環境事業組合個人情報の保護に関する 法律施行細則

〔 令和 5 年 3 月 3 1 日 〕
規 則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。)及び福岡都市圏南部環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第 3 条 法第 75 条第 1 項の個人情報ファイル簿は、様式第 1 号によるものとする。

(開示請求書)

第 4 条 法第 77 条第 1 項の開示請求書は、原則として福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報開示請求書(様式第 2 号)によるものとする。

(開示決定通知書等)

第 5 条 法第 82 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報開示決定通知書(様式第 3 号)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報一部開示決定通知書(様式第 4 号)

2 法第 82 条第 2 項の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報不開示決定通知書(様式第 5 号)により行うものとする。

(開示決定等期限延長通知書)

第 6 条 条例第 4 条第 2 項の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第 6 号)により行うものとする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第 7 条 条例第 5 条の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第 7 号)により行うものとする。

(開示請求事案移送書等)

第8条 法第85条第1項の規定による他の行政機関の長等に対する事案の移送は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報開示請求事案移送書(様式第8号)により行うものとする。

2 法第85条第1項の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第9号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第9条 法第86条第1項の規定による通知を書面で行うときは、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報の開示請求に係る意見照会書(任意的意見聴取)(様式第10号)により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報の開示請求に係る意見照会書(必要的意見聴取)(様式第11号)により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項の規定による意見書の提出は、原則として福岡都市圏南部環境事業組合個人情報第三者意見書(様式第12号)により行うものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第10条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクをCD-Rに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをCD-Rに複写したものの交付

(3) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であって、保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴(当該閲覧又は視聴を容易に行うことができる場合に限る。)

ウ 当該電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付(当該複写したものの交付を容易に行うことができる場合に限る。)

(開示実施方法等申出書)

第 1 1 条 法第 87 条第 3 項の規定による申出は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報の開示実施方法等申出書（様式第 14 号）により行うものとする。

（保有個人情報の開示）

第 1 2 条 保有個人情報の閲覧、視聴又は聴取をする者が当該保有個人情報が記録された法第 60 条第 1 項に規定する地方公共団体等行政文書（以下「公文書」という。）を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

2 保有個人情報の写しの交付の部数は、請求 1 件につき 1 部とする。

（写しの交付等に要する費用等）

第 1 3 条 条例第 6 条第 2 項の写しの交付等に要する費用については、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開に関する規則（平成 18 年規則第 9 号）第 8 条及び別表の規定を準用する。

2 政令第 28 条第 4 項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とし、写しの送付は本人限定受取郵便（開示請求者本人又は法第 76 条第 2 項の代理人に限り交付する郵便をいう。）で行うものとする。

3 保有個人情報の写しの送付を受ける者は、第 1 項の費用及び前項の郵便切手を前納しなければならない。

（訂正請求書）

第 1 4 条 法第 91 条第 1 項の訂正請求書は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報訂正請求書（様式第 15 号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第 1 5 条 法第 93 条第 1 項の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報訂正決定通知書（様式第 16 号）により行うものとする。

2 法第 93 条第 2 項の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報不訂正決定通知書（様式第 17 号）により行うものとする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第 1 6 条 法第 94 条第 2 項の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第 18 号）により行うものとする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第 1 7 条 法第 95 条の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第 19 号）により行うものとする。

（訂正請求事案移送書等）

第 1 8 条 法第 96 条第 1 項の規定による他の行政機関の長等に対する事案の移送は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第 20 号）により行うものとする。

2 法第 96 条第 1 項の規定による訂正請求者に対する通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第 21 号）により行うものとする。

(訂正実施通知書)

第 19 条 法第 97 条の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報訂正実施通知書(様式第 22 号)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第 20 条 法第 99 条第 1 項の利用停止請求書は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報利用停止請求書(様式第 23 号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第 21 条 法第 101 条第 1 項の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報利用停止決定通知書(様式第 24 号)により行うものとする。

2 法第 101 条第 2 項の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第 25 号)により行うものとする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第 22 条 法第 102 条第 2 項の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第 26 号)により行うものとする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第 23 条 法第 103 条の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第 27 号)により行うものとする。

(任意代理における委任状)

第 24 条 本人の委任による代理人が次の各号に掲げる請求をする場合における政令第 22 条第 3 項(政令第 29 条において準用する場合を含む。)の委任状は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 法第 76 条第 2 項の規定による開示請求 委任状(福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報に係る開示請求用)(様式第 28 号)

(2) 法第 90 条第 2 項の規定による訂正請求 委任状(福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報に係る訂正請求用)(様式第 29 号)

(3) 法第 98 条第 2 項の規定による利用停止請求 委任状(福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報に係る利用停止請求用)(様式第 30 号)

(運用状況の報告及び公表の方法)

第 25 条 条例第 19 条に規定する法及び条例の運用の状況(次項において「運用状況」という。)の報告は、毎年度最初に招集する福岡都市圏南部環境事業組合議会定例会に前年度分の報告書を提出することにより行うものとする。

2 運用状況の公表は、前項の報告書を福岡都市圏南部環境事業組合の情報公開に関する窓口において閲覧に供する方法等により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護に関する規則の廃止)

2 福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護に関する規則(平成 25 年規則第 1 号)は、
廃止する。

様式第2号（第4条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報開示請求書

年 月 日

（実施機関）

郵便番号.....
（請求者）住所又は居所.....
フリガナ.....
氏 名.....
電話番号（ ）.....

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

請求する保有個人情報の内容 ※ 請求する保有個人情報の内容が特定できるよう、開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称、内容等を <u>できるだけ具体的に</u> 記載してください。		
求める開示の実施方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望 ）
代理人が請求する場合における本人の氏名等	フリガナ 氏 名	
	住所又は居所	
	電話番号	（任意代理人の場合）
	代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
備考		

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。
2 請求の際は、請求者欄に記載された請求者本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）の提示又は提出が必要です。
3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍謄本等その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
4 任意代理人による請求の場合は、2の書類のほか委任状等その資格を証明する書類の提出が必要です。
5 3及び4の書類は、開示請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。
6 任意代理人による請求の場合は、本人に対し、代理権の付与についての確認を行う場合がありますので、本人の電話番号を必ず記載してください。
7 開示請求をした代理人が当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください（当該届出があった段階で、取下げがあったものとみなします。）。
8 開示の希望日については、備考欄を活用ください。
9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

書類の送付先（請求者欄の住所又は居所と異なる場合のみ記載）

郵便番号.....
送付先.....
電話番号（.....）.....
書類の送付先が請求者欄の住所又は居所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類（例えば、入院先の病院長の証明等）を提示又は提出してください。
（理由）

【郵送により開示請求を行う場合】

郵送により開示請求を行う場合は、次に掲げる書類を提出する必要があります（提出する書類にレ印を付けてください。）。なお、その他確認書類を提出する場合には、開示請求担当窓口（当該個人情報を所有している所管課）へ事前に相談してください。

1 請求者欄（表面）に記載された請求者本人であることを確認するため、次の(1)及び(2)の書類を提出してください。

(1) 次のいずれかの書類の写し

- 運転免許証 健康保険の被保険者証
- 個人番号カード（表面のみ） 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
- 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- その他確認書類（.....）

(2) 住民票の写し（開示請求の日前30日以内に作成されたものに限り、個人番号の記載がある場合は、黒塗りしてください。）

2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求の日前30日以内に作成されたものに限り、）の提出が必要です。

3 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状その他その資格を証明する書類（開示請求の日前30日以内に作成されたものに限り、）の提出が必要です。

ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	担当
請求者本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
	<input type="checkbox"/> 住民票（郵送の場合、上記書類及び住民票の確認が必要）		
法定代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
任意代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（.....）		
備考			

様式第3号（第5条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することを決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容							
開示する個人情報の利用目的							
請求者の求める実施方法等による開示の可否等	<input type="checkbox"/> 請求者の求める実施方法等による開示ができます。						
	<table border="1"> <tr> <td>方法</td> <td><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（<input type="checkbox"/> 郵送）</td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td></td> </tr> </table>	方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）	日時	年 月 日 時 分	場所	
	方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）					
	日時	年 月 日 時 分					
	場所						
	<input type="checkbox"/> 請求者の求める実施方法等による開示ができません（実施方法等の求めがありません。）。						
<p>開示の実施の方法については、下記のとおり対応できます。同封の保有個人情報開示実施申出書に必要事項を記載して、事務担当課等に提出してください。</p>							
<table border="1"> <tr> <td>方法</td> <td>① 窓口における閲覧、視聴取又は写しの交付 ② 郵送による写しの交付</td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで（開庁日を除く）</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td></td> </tr> </table>	方法	① 窓口における閲覧、視聴取又は写しの交付 ② 郵送による写しの交付	日時	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで（開庁日を除く）	場所		
方法	① 窓口における閲覧、視聴取又は写しの交付 ② 郵送による写しの交付						
日時	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで（開庁日を除く）						
場所							

郵送による開示の場合の費用等	① 郵送に要する費用： 円（郵便切手により納付） ② 郵送に要する日数： 日
事務担当課等	課 係 担当
	電話（ ） — 内線（ ）
備考	

注 1 開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を職員に提示してください。

2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。

〔教示〕

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡都市圏南部環境事業組合を被告として（訴訟において福岡都市圏南部環境事業組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 正当な理由があるときは、上記1～3で示した期間を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第5条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容		
開示する個人情報の利用目的		
開示しない部分及び理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号に該当	
	該当号	説 明
請求者の求める実施方法等による開示の可否等	<input type="checkbox"/> 請求者の求める実施方法等による開示ができます。	
	方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）
	日時	年 月 日 時 分
	場所	
	<input type="checkbox"/> 請求者の求める実施方法等による開示ができません（実施方法等の求めがありません。）。	
	開示の実施の方法については、下記のとおり対応できます。同封の保有個人情報開示実施申出書に必要事項を記載して事務担当課等に提出してください。	

	方法	① 窓口における閲覧、視聴取又は写しの交付 ② 郵送による写しの交付
	日時	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで(閉庁日を除く)
	場所	
郵送による開示の場合の費用等	① 郵送に要する費用： 円 (郵便切手により納付) ② 郵送に要する日数： 日	
事務担当課等	課 係 担当	
	電話 () - 内線 ()	
備考		

- 注 1 開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を職員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。

〔教示〕

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡都市圏南部環境事業組合を被告として（訴訟において福岡都市圏南部環境事業組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 正当な理由があるときは、上記1～3で示した期間を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第5条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容		
開示しない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号に該当	
	該当号	説明
事務担当課等	課 係 担当	
	電話（ ）	— 内線（ ）
備考		

〔教示〕

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡都市圏南部環境事業組合を被告として（訴訟において福岡都市圏南部環境事業組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 正当な理由があるときは、上記1～3で示した期間を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号（第6条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）第4条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
事務担当課等	課 係 担当
	電話（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第7号（第7条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）第5条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
福岡都市圏南部環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例第5条を適用する理由	
事務担当課等	課 係 担当
	電話（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第8号（第8条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報開示請求事案移送書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求者氏名等	氏名..... 住所又は居所..... 連絡先..... <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"><p>法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名..... 本人の住所又は居所.....</p></div>
添付資料等	
備考	

注 開示請求書の写し、移送までの経緯の概要等参考になる資料を添付し、併せて添付資料欄に記載すること。

様式第9号（第8条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関の長等
	課名等
	所在地
	電話（ ） — 内線（ ）
移送元の事務担当課等	課 係 担当
	電話（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第10号（第9条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報の開示請求に係る意見照会書
(任意的意見聴取)

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

あなた（貴団体等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報の開示決定等に係る意見書」（様式第12号）を御提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体等）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
意見書の提出先 (事務担当課等)	〒 ー
	福岡都市圏南部環境事業組合 課 係 担当
	電話 () ー 内線 ()
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

様式第11号（第9条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報の開示請求に係る意見照会書
(必要的意見聴取)

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

あなた（貴団体等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報の開示決定等に係る意見書」（様式第12号）を御提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体等）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	・適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 ・適用理由

意見書の提出先	〒 —
(事務担当課等)	福岡都市圏南部環境事業組合
	課 係 担当
	電話 () — 内線 ()
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

様式第12号（第9条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日

（実施機関）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地）

〒

氏名又は名称（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者の氏名）

電話（ ） — （内線 ）

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け 第 号で照会のあつた保有個人情報の開示
について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報に含まれている私（当団体等）に関する情報の内容	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分

	(2) 支障（不利益）の具体的理由
--	-------------------

- 注 1 本意見書の内容確認等を行う場合がありますので、電話番号欄には、確実に連絡が取れる番号を記載してください。
- 2 開示に関しての意見欄には、保有個人情報を開示されることについて、「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当するほうの□にレ印を付けてください。また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障（不利益）がある部分、(2)支障（不利益）の具体的理由について記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第13号（第9条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けであなた（貴団体等）から「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示決定した保有個人情報に含まれているあなた（貴団体等）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課等	課 担当
	電話（ ） — 内線（ ）
備考	

〔教示〕

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡都市圏南部環境事業組合を被告として（訴訟において福岡都市圏南部環境事業組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 正当な理由があるときは、上記1～3で示した期間を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第14号（第11条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報の開示実施方法等申出書

年 月 日

（実施機関）

郵便番号.....

（請求者）住所又は居所.....

フリガナ.....

氏 名.....

電話番号（.....）.....

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、次のとおり求める開示の実施方法等を申し出ます。

保有個人情報（部分）開示決定通知書の文書番号及び日付	文書番号	
	日 付	年 月 日
求める開示の実施方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> 視聴取	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望)	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後	

注 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。

- 2 保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合又は保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、一部の□にレ印を付けた上で、その内容を記載してください。
- 3 この申出は、正当な理由がある場合を除き、個人情報の保護に関する法律第82条第1項に規定する通知があった日から30日以内に行う必要があります。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第15号（第14条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（実施機関）

郵便番号.....
（請求者）住所又は居所.....
フリガナ.....
氏 名.....
電話番号（ ）.....

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日	
開示決定通知書の文書番号及び決定日	文書番号： 開示決定日： 年 月 日	
訂正請求に係る保有個人情報の内容		
訂正請求の趣旨及び理由		
代理人が請求する場合における本人の氏名等	フリガナ 氏名	
	住所又は 居所	
	電話番号	（任意代理人の場合）
	代理人の 種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
備考		

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。
2 必要に応じて訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提示し、又は提出してください。
3 請求の際は、請求者欄に記載された請求者本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）の提示又は提出が必要です。
4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍謄本等その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
5 任意代理人による請求の場合は、3の書類のほか委任状等その資格を証明する書類の提出が必要です。
6 4及び5の書類は、訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。
7 任意代理人による請求の場合は、本人に対し、代理権の付与についての確認を行う場合がありますので、本人の電話番号を必ず記載してください。
8 個人情報の保護に関する法律第90条第3項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。
9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

書類の送付先（請求者欄の住所又は居所と異なる場合のみ記載）

郵便番号
送付先
電話 () — (内線)
書類の送付先が請求者欄の住所又は居所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類（例えば、入院先の病院長の証明等）を提示又は提出してください。
(理由)

【郵送により訂正請求を行う場合】

郵送により訂正請求を行う場合は、次に掲げる書類を提出する必要があります（提出する書類にレ印を付けてください。）。なお、その他確認書類を提出する場合には、開示請求担当窓口（当該個人情報所有している所管課）へ事前に相談してください。

- 1 請求者欄（表面）に記載された請求者本人であることを確認するため、次の(1)及び(2)の書類を提出してください。
 - (1) 次のいずれかの書類の写し
 - 運転免許証 健康保険の被保険者証
 - 個人番号カード（表面のみ） 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 - 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 - その他確認書類（)
 - (2) 住民票の写し（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限り、個人番号の記載がある場合は、黒塗りしてください。）
- 2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍謄本その他その資格を証明する書類（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限り、）の提出が必要です。
- 3 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限り、）の提出が必要です。

ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	担当
請求者本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（)		
	<input type="checkbox"/> 住民票（郵送の場合、上記書類及び住民票の確認が必要）		
法定代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（)		
任意代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（)		
備考			

様式第16号（第15条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容）
	（訂正理由）
事務担当課等	部・局・所 課 担当
	電話（ ） — 内線（ ）
備考	

〔教示〕

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡都市圏南部環境事業組合を被告として（訴訟において福岡都市圏南部環境事業組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 正当な理由があるときは、上記1～3で示した期間を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第17号（第15条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしないこととした理由	
事務担当課等	部・局・所 課 担当 電話（ ） — 内線（ ）
備考	

〔教示〕

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡都市圏南部環境事業組合を被告として（訴訟

において福岡都市圏南部環境事業組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 正当な理由があるときは、上記1～3で示した期間を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第18号（第16条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）第7条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課 担当
	電話（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第19号（第17条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第95条を適用する理由	
事務担当課等	課 係 担当
	電話（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第20号（第18条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求者氏名等	氏名..... 住所又は居所..... 連絡先..... <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"><p>法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者</p><p>本人の氏名..... 本人の住所又は居所.....</p></div>
添付資料等	
備考	

注 訂正請求書の写し、移送までの経緯の概要等参考になる資料を添付し、併せて添付資料欄に記載すること。

様式第21号（第18条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関の長等
	部局課室名等
	所在地
	電話（ ） — 内線（ ）
移送元の事務担当課等	課 係 担当
	電話（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第22号（第19条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

貴職に提供している個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により、次のとおり訂正しましたので、同法第97条の規定により通知します。

提供した保有個人情報の内容	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容）
	（訂正理由）
事務担当課等	課 係 担当
	電話（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第23号（第20条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報利用停止請求書

（実施機関）

年 月 日

郵便番号.....
（請求者）住所又は居所.....
フリガナ.....
氏 名.....
電話番号（.....）.....

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日	
開示決定通知書の文書番号及び決定日	文書番号： 開示決定日：	
利用停止請求に係る保有個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨及び理由		
代理人が請求する場合における本人の氏名等	フリガナ 氏 名	
	住所又は 居所	
	電話番号	（任意代理人の場合）
	代理人の 種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 〔 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
備考		

- 注 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。
2 必要に応じて利用停止を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提示し、又は提出してください。
3 請求の際は、請求者欄に記載された請求者本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）の提示又は提出が必要です。
4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍謄本等その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
5 任意代理人による請求の場合は、3の書類のほか委任状等その資格を証明する書類の提出が必要です。
6 4及び5の書類は、利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。
7 任意代理人による請求の場合は、本人に対し、代理権の付与についての確認を行う場合がありますので、本人の電話番号を必ず記載してください。
8 個人情報の保護に関する法律第98条第3項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。
9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

書類の送付先（請求者欄の住所又は居所と異なる場合のみ記載）

郵便番号.....
送付先.....
電話番号（.....）.....
書類の送付先が請求者欄の住所又は居所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類（例えば、入院先の病院長の証明等）を提示又は提出してください。
（理由）

【郵送により利用停止請求を行う場合】

郵送により利用停止請求を行う場合は、次に掲げる書類を提出する必要があります（提出する書類にレ印をつけてください。）。なお、その他確認書類を提出する場合には、開示請求担当窓口（当該個人情報所有している所管課）へ事前に相談してください。

- 1 請求者欄（表面）に記載された請求者本人であることを確認するため、次の(1)及び(2)の書類を提出してください。
 - (1) 次のいずれかの書類の写し
 - 運転免許証 健康保険の被保険者証
 - 個人番号カード（表面のみ） 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 - 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 - その他確認書類（.....）
 - (2) 住民票の写し（利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限り、個人番号の記載がある場合は、黒塗りしてください。）
- 2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍謄本その他その資格を証明する書類（利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限り、）の提出が必要です。
- 3 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状その他その資格を証明する書類（利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限り、）の提出が必要です。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	課 係 担当
請求者本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（.....）
	<input type="checkbox"/> 住民票（郵送の場合、上記書類及び住民票の確認が必要）
法定代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（.....）
任意代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（.....）
備考	

様式第24号（第21条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報
情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のと
おり利用停止することを決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報の内容	
利用停止決定をする内容 及び理由	(利用停止決定の内容)
	(利用停止の理由)
事務担当課等	部・局・所 課 担当
	電話（ ） — 内線（ ）
備考	

〔教示〕

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡都市圏南部環境事業組合を被告として（訴訟において福岡都市圏南部環境事業組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 正当な理由があるときは、上記1～3で示した期間を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第25号（第21条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報の内容	
利用停止をしないことと した理由	
事務担当課等	課 係 担当
	電話（ ） — 内線（ ）
備考	

〔教示〕

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、
に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡都市圏南部環境事業組合を被告として（訴訟において福岡都市圏南部環境事業組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、

処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 正当な理由があるときは、上記1～3で示した期間を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第26号（第22条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）第8条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
事務担当課等	課 係 担当
	電話（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第27号（第23条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用停止決定等をする期限	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第103条の規定を適用する理由	
事務担当課等	課 係 担当
	電話（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第28号（第24条関係）

委任状（福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報に係る開示請求用）

代理人 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 保有個人情報の開示請求を行う権限
- 2 1の開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 1の開示請求に係る開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 1の開示請求に係る開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 1の開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び1の開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び1の開示請求に係る開示の実施を受ける権限

年 月 日

（開示請求に係る
保有個人情報の
本人） 委任者 住所 _____
氏名 _____ 印 _____
電話 （ ） _____

（注）以下のいずれかの措置を取ってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し、一に限り発行される書類の複写物を添付する。

※ 不要な事項は、抹消すること。用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第29号（第24条関係）

委任状（福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報に係る訂正請求用）

代理人 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 保有個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 1の訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 1の訂正請求に係る訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 1の訂正請求に係る訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 1の訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び1の訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（訂正請求に係る
保有個人情報の
本人） 委任者 住所 _____
氏名 _____ 印 _____
電話 （ ） _____

（注）以下のいずれかの措置を取ってください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し、一に限り発行される書類の複写物を添付する。

※ 不要な事項は、抹消すること。用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第30号（第24条関係）

委任状（福岡都市圏南部環境事業組合保有個人情報に係る利用停止請求用）

代理人 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 保有個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 1の利用停止請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 1の利用停止請求に係る利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 1の利用停止請求に係る利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 1の利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び1の利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（利用停止請求に係る保有個人情報の本人） 委任者 住所
氏名 印
電話（ ） —

（注）以下のいずれかの措置を取ってください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し、一に限り発行される書類の複写物を添付する。

※ 不要な事項は、抹消すること。用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。